

第 7 0 1 号
平成24年 9月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 公示送達について	298	2
・ 公示送達について	299	2
・ 公示送達について	300	2
・ 放置自転車等の保管について	301	2
・ 放置自転車等の保管について	302	3
・ 放置自転車等の保管について	303	3
・ 放置自転車等の保管について	304	4
・ 放置自転車等の保管について	305	4
・ 放置自転車等の保管について	306	4
・ 放置自転車等の保管について	307	5
・ 公示送達について	308	5
・ 放置自転車等の保管について	309	6
・ 放置自転車等の保管について	310	6
・ 放置自転車等の保管について	311	6
・ 放置自転車等の保管について	312	7
・ 放置自転車等の保管について	313	7
・ 放置自転車等の保管について	314	8
・ 放置自転車等の保管について	315	8
・ 放置自転車等の保管について	316	8
・ 放置自転車等の保管について	317	9
・ 放置自転車等の保管について	318	9
・ 放置自転車等の保管について	319	9
・ 公示送達について	320	10
・ 放置自転車等の保管について	321	10
・ 公示送達について	322	11
・ 放置自転車等の保管について	323	11
・ 放置自転車等の保管について	324	11
・ 放置自転車等の保管について	325	12
・ 放置自転車等の保管について	326	12
・ 放置自転車等の保管について	327	12
・ 放置自転車等の保管について	328	13
・ 放置自転車等の保管について	329	13
・ 市道の供用開始について	330	14
・ 公示送達について	331	14
・ 放置自転車等の保管について	332	14

・ 放置自転車等の保管について	333	15
・ 平成24年第3回天理市議会定例会の招集について	334	15
・ 放置自転車等の保管について	335	15
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	336	15
・ 放置自転車等の保管について	337	16
・ 放置自転車等の保管について	338	16
・ 放置自転車等の保管について	339	16

公 告	番号	頁数
・ 裁決申請書及び添付書類の縦覧につ いて	28	17
・ 明渡裁決申請書及び添付書類の縦覧 について	29	17
・ 国土調査による地図及び簿冊の作成 について	30	18
・ 農地利用集積計画について	31	18
・ 「天理市公告13号 予防接種の実施 について」の変更について	32	18
・ 一般競争入札について	33	19
・ 農業体質強化基盤整備促進事業の申 請について	34	23
・ 天理市特定間伐等促進計画の縦覧に ついて	35	23

教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	9	23

農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	9	23

選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面の 縦覧場所について	7	23
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について	8	24

告 示

(平成24年 8月 6日 掲示済)

天理市告示第298号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月 6日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月 6日 掲示済)

天理市告示第299号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月 6日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月 6日 掲示済)

天理市告示第300号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月 6日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月 6日 掲示済)

天理市告示第301号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 6日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 8月 6日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 6日から平成24年10月 4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
 - 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

（平成24年 8月 7日揭示済）

天理市告示第302号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月 7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 7日から平成24年10月 5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年 8月 7日揭示済）

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 8月 7日

- 3 移動対象区域
天理市中町22番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 7日から平成24年10月 5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月 8日 揭示済)

天理市告示第304号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 8日から平成24年10月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月 8日 揭示済)

天理市告示第305号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月 8日
 - 3 移動対象区域
天理市田部町95番地 5 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 8日から平成24年10月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月 9日 揭示済)

天理市告示第306号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 9日から平成24年10月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月 9日揭示済)

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町100番地 1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月 9日から平成24年10月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月10日揭示済)

天理市告示第308号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月10日揭示済)

天理市告示第309号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月10日から平成24年10月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月10日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月10日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町1403番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月10日から平成24年10月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月13日揭示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成24年 8月13日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月13日から平成24年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年 8月13日揭示済）

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 8月13日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町355番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月13日から平成24年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年 8月13日揭示済）

天理市告示第313号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 8月13日
- 3 移動対象区域
天理市中町297番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月13日から平成24年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

（以下 略）

(平成24年 8月14日掲示済)

天理市告示第314号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月14日から平成24年10月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月15日掲示済)

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月15日から平成24年10月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月16日掲示済)

天理市告示第316号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 8月16日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月16日から平成24年10月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月17日揭示済)

天理市告示第317号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月17日から平成24年10月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月20日揭示済)

天理市告示第318号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月20日から平成24年10月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月21日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月21日から平成24年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月21日掲示済)

天理市告示第320号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月21日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月22日掲示済)

天理市告示第321号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月22日から平成24年10月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月23日掲示済)

天理市告示第322号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月23日掲示済)

天理市告示第323号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月23日から平成24年10月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月24日掲示済)

天理市告示第324号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 8月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月24日から平成24年10月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年 8月27日 掲示済)

天理市告示第325号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月27日から平成24年10月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月27日 掲示済)

天理市告示第326号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月27日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町117番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月27日から平成24年10月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月28日 掲示済)

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 8月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 8月28日から平成24年10月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年 8月29日揭示済）

天理市告示第328号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 8月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 8月29日から平成24年10月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年 8月30日揭示済）

天理市告示第329号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 8月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 8月30日から平成24年10月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

(平成24年 8月31日 掲示済)

天理市告示第330号

市道の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月31日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路線名 北大路線(市道11号線)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
小路町51番1先(市道165号分岐)から 小路町104番2先まで	16.0	160.5	

- 4 供用開始年月日 平成24年 9月 3日

(平成24年 8月31日 掲示済)

天理市告示第331号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 8月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 8月31日 掲示済)

天理市告示第332号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月31日から平成24年10月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 8月31日 揭示済)

天理市告示第333号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 8月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 8月31日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂南菅田町52番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 8月31日から平成24年10月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 9月 3日 揭示済)

天理市告示第334号

平成24年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年 9月 3日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成24年 9月10日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成24年 9月 3日 揭示済)

天理市告示第335号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 9月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 9月 3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9月 3日から平成24年11月 1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 9月 4日 揭示済)

天理市告示第336号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、武蔵町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年 9月 4日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市武蔵町494番地 今浦 徳之

変更後 代表者 天理市武蔵町550番地 川口 隆志

変更年月日 平成24年 4月 1日

(平成24年 9月 4日 掲示済)

天理市告示第337号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 9月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 9月 4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9月 4日から平成24年11月 2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 9月 4日 掲示済)

天理市告示第338号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 9月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 9月 4日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9月 4日から平成25年 3月 3日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミデイ総合管理(株) 電話 06 - 4399 - 8088
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成24年 9月 5日 掲示済)

天理市告示第339号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 9月 5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 9月 5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9月 5日から平成24年11月 3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成24年 8月 7日掲示済)

天理市公告28号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成24年 8月 7日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 起業者の氏名及び住所
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
西日本高速道路株式会社 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
- 2 事業の種類
 - (1) 国土交通大臣起業に係る事業
一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「大和・御所道路(大和区間)」・奈良県大和郡山市伊豆七条町地内から天理市南六条地内まで)
 - (2) 西日本高速道路株式会社起業に係る事業
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線改築工事(大和郡山ジャンクション(仮称)新設工事)
- 3 書類の受理日 平成24年 8月 1日
- 4 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県天理市南六条町元柳生方	138番1	田	田

5 縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所建設部土木課

6 縦覧期間 公告の日から平成24年 8月21日まで

(平成24年 8月 7日掲示済)

天理市公告29号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成24年 8月 7日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 起業者の氏名及び住所
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
西日本高速道路株式会社 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
- 2 事業の種類
(1) 国土交通大臣起業に係る事業
一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「大和・御所道路(大和区間)」・奈良県大和郡山市伊豆七条町地内から天理市南六条地内まで)
(2) 西日本高速道路株式会社起業に係る事業
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線改築工事(大和郡山ジャンクション(仮称)新設工事)
- 3 書類の受理日 平成24年 8月1日
- 4 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県天理市南六条町元柳生方	138番1	田	田

- 5 縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所建設部土木課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成24年 8月21日まで

(平成24年 8月22日揭示済)

天理市公告第30号

天理市川原城町地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成24年 8月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市川原城町地籍図原図及び天理市川原城町地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成24年 8月22日から平成24年 9月11日まで
上記期間の内 土曜日・日曜日は除く。
ただし、9月1日(土)2日(日)は閲覧を行う。
- 3 閲覧場所 天理市役所 3階 333会議室
(9月1日(土)及び2日(日)は1階 131会議室)
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 5 誤り等訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時までの間とする。

(平成24年 8月22日揭示済)

天理市公告第31号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年 8月22日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年 9月1日揭示済)

天理市公告第32号

「天理市公告第13号 予防接種の実施について」の変更について

予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第110号)によりポリオの定期予防接種における不活化ポリオワクチンが導入されることとなったので、平成24年 4月1日付け、天理市公告第13号の一部を次のように訂正する。

平成24年 9月1日

天理市長 南 佳 策

訂正前

1 定期予防接種と実施方法 (類)

予防接種名	対象	実施場所	実施日時
ポリオ (急性灰白髄炎)	生後 3 ヶ月 ~ 90 ヶ月未満	保健センター	平成24年 5月14・15・16・17・18日 平成24年 10月15・16・17・18・19日

訂正後

1 定期予防接種と実施方法 (類)

予防接種名	対象	実施場所	実施日時
不活化ポリオ	生後 3 ヶ月 ~ 90 ヶ月未満	市内指定医療機関	通年

(平成24年 9月 4日 掲示済)

天理市公告第33号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年 9月 4日

天理市長 南 佳 策

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 道路改良工事 (舗装) 田櫛本線
- (2) 工 事 場 所 天理市 櫛本町他
- (3) 工 事 概 要 工事延長 L = 1,550.15m
 路面切削 A = 5,053.6㎡
 切削オーバーレイ A = 4,406.1㎡
 オーバーレイ A = 5,053.6㎡
 区画線 N = 1 式
 舗装打換え工 A = 314.7㎡
 街渠版嵩上工 N = 12箇所
 コンクリート蓋取替 N = 124枚
 縁石工 L = 13.4m
 植樹ブロック L = 70.3m
 構造物取壊し工 N = 1 式
- (4) 工 期 平成25年 2月28日まで
- (5) 予 定 価 格 45,633,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 40,609,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第 2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第 5 条に規定する建設工事入札参加資格申請書 (様式第 1 号) を提出している舗装工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第 3 条第 1 項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。) を有するもの) であって、次の (2) から (3) に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、舗装工事業について受けている者であること。
 経営規模等評価結果 (審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より 1 年 7 ヶ月前までの直近のもの) における舗装工事の総合評定値を有する者であること。
 本市が平成24年 7 月 1 日に発表した建設工事請負業者格付表 (平成24年度) において舗装工事の格付が A 等級に位置づけされている者であること。
 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 本工事の仕様書に対する質問を、書面 (様式は自由とする。以下「質問書」という。) により提出

した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

他詳細は、入札説明書による。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級の土木施工管理、もしくは一級の建設機械施工とする資格を有する者。又は、技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。)とする資格を有する者。もしくは、国土交通大臣が上記の者と同等以上の能力を有すると認定した者。

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

- (2) 場 所 第3(1)に同じ。

- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
(2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
(3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

別表（入札日程）

道路改良工事（舗装）田櫛本線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年9月4日（火）から 平成24年9月14日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成24年9月4日（火）から 平成24年9月14日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成24年9月18日（火）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成24年9月21日（金）
質問書への回答日	平成24年9月21日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年9月25日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年9月27日（木）
入札書到着期限日	平成24年10月2日（火）
開札の日時	平成24年10月3日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成24年10月3日（水） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成24年 9月 5日 掲示済)

天理市公告第34号

このたび天理市が実施する農業体質強化基盤整備促進事業（庵冶：用排水路）の申請に伴い、土地改良法第96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法3条の規定により平成24年9月14日までに天理市農業委員会に申し出られたい。

平成24年 9月 5日

天理市長 南 佳 策

記

1. 実施地域 庵冶町
2. 添付書類 土地改良事業計画の概要
条例
土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

(平成24年 9月 5日 掲示済)

天理市公告第35号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条の規定に基づき定めた天理市特定間伐等促進計画について、同法第4条第8項の規定により変更したので、同法第4条第7項の規定に基づきこれを公表し、縦覧に供する。

平成24年 9月 5日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の天理市特定間伐等促進計画の写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成24年 8月31日 掲示済)

天教告示第9号

平成24年 9月 6日午後 1時30分から 9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 8月31日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成24年 8月27日 掲示済)

天農委告示第9号

平成24年 9月 6日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 8月27日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 その他

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成24年 8月 7日 掲示済)

天選告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年 9月

3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年 8月7日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成24年 9月2日 揭示済)

天選告示第8号

平成24年 9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年 9月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,061人
6分の1の数 8,837人
3分の1の数 17,673人